

ハ 栄養管理体制加算(四)

- (1) 入所定員が41人以上50人以下の場合 12単位
- (2) 入所定員が51人以上60人以下の場合 10単位
- (3) 入所定員が61人以上70人以下の場合 8単位
- (4) 入所定員が71人以上80人以下の場合 7単位
- (5) 入所定員が81人以上90人以下の場合 6単位
- (6) 入所定員が91人以上100人以下の場合 5単位
- (7) 入所定員が101人以上110人以下の場合 5単位
- (8) 入所定員が111人以上120人以下の場合 5単位
- (9) 入所定員が121人以上130人以下の場合 4単位
- (10) 入所定員が131人以上140人以下の場合 4単位
- (11) 入所定員が141人以上150人以下の場合 4単位
- (12) 入所定員が151人以上160人以下の場合 3単位
- (13) 入所定員が161人以上170人以下の場合 3単位
- (14) 入所定員が171人以上180人以下の場合 3単位
- (15) 入所定員が181人以上190人以下の場合 3単位
- (16) 入所定員が191人以上の場合 3単位

注1

イについては、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定施設に於いて、指定施設支援を行った場合に、1日につき入所定員に依じた単位数を所定単位数に加算する。ただし、この場合において、ロ又はハを算定している場合は、算定しない。

イ 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 障害児の栄養状態を定期的に記録し、利用者ごとの栄養計画に従い栄養管理を行うとともに、障害児ごとの栄養計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直ししていること。

2 ロについては、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定施設に於いて、指定施設支援を行った場合に、1日につき入所定員に依じた単位数を所定単位数に加算する。ただし、この場合において、イ又はハを算定している場合は、算定しない。

イ 常勤の栄養士を1名以上配置していること。

ロ 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。

3 ハについては、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定施設に於いて、指定施設支援を行った場合に、1日につき入所定員に依じた単位数を所定単位数に加算する。ただし、この場合において、イ又はハを算定している場合は、算定しない。

イ 管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。

ロ 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。

第5 重症心身障害児施設支援
注1 重症心身障害児施設給付費 (1日につき)

862単位

指定重症心身障害児施設(指定施設基準第1条第13号に規定する指定重症心身障害児施設をいう。以下同じ。)又は指定医療機関(以下「指定重症心身障害児施設等」という。)において、指定施設支援(重症心身障害児施設支援に係るものに限る。以下この第5において同じ。)を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定重症心身障害児施設の場合、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

2 重症心身障害児施設給付費の算定において、障害児の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところによる。

3 基準月において、指定重症心身障害児施設等の1月間の入所による指定施設支援を受けている障害児の利用日数の合計数(次の算式に「実利用延べ日数」という。)が、平成18年9月1日における当該重症心身障害児施設(法第7条第1項の重症心身障害児施設をいう。)又は指定医療機関の措置人員数等から基準月における措置人員数等を控除した数に30.4を乗じた数に100分の80を乗じて得た数(次の算式において「加算定基準数」という。)を超えない場合に、平成21年3月31日までの間は、1日につき、次の算式により算定した数を所定単位数に加算する。ただし、当該指定重症心身障害児施設等が、施設給付決定保護者から当該施設給付決定保護者が受けた指定施設支援に係る施設利用者負担額として、当該加算がなかったものとして場合の施設利用者負担額を控える金額を徴収した場合には、加算しない。

算式

(加算定基準数－実利用延べ日数) × 当該指定重症心身障害児施設又は指定医療機関における所定単位数 × 実利用延べ日数

○厚生労働省令第四十八号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十四条の二十二第二項第二号(同法第六十三条の三の二第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める額を次のとおり定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日 厚生労働大臣 柳澤 伯夫

児童福祉法第二十四条の二十二第二項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める額

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十四条の二十第二項第二号(同法第六十三条の三の二第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定する厚生労働大臣が定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 食事療養(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。)に係る障害児施設医療(児童福祉法第二十四条の二十第一項に規定する障害児施設医療をいう。以下同じ。)を受ける者 次のイからニまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額

イ ロからニまでに掲げる者以外の者 食事療養標準負担額(健康保険法第八十五条第二項に規定する食事療養標準負担額又は老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第二十一条の二第二項に規定する食事療養標準負担額をいう。以下同じ。)

ロ 二十歳以上の者のうち、被保護者(生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第六条第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。))又は要保護者(同法第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。))である者であつて、かつ、食事療養標準負担額を負担することとならば保護(同法第二条に規定する保護をいう。以下同じ。))を必要とする状態となるものであつて、かつ、その号に定める額を負担することとならば保護を必要としない状態となるもの 一万四千八百八十円

ハ 二十歳未満の者(ニに掲げる者を除く。) 児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第二十七条の十一第二項に規定する家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額から同項第一号に掲げる額、同項第二号に掲げる額(同令第五十条の三第一項の規定により読み替へられ適用する場合を含む。)に規定する食事療養標準負担額の合計額を算じ、以下同じ。及び同項第三号に掲げる額の合計額を控除して得た額(その額が零を下回る場合は、零とする。)

ニ 二十歳未満の者のうち、被保護者又は要保護者である者であつて、かつ、食事療養標準負担額を負担することとならば保護を必要とする状態となるものであつて、かつ、この号に定める額を負担することとならば保護を必要としない状態となるもの 一万四千八百八十円

二 生活療養(健康保険法第六十二条第二項第二号に規定する生活療養をいう。)に係る障害児施設医療を受ける者 次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ及びロに定める額

イ ロに掲げる者以外の者 生活療養標準負担額(健康保険法第八十五条の二第二項に規定する生活療養標準負担額又は老人保健法第三十一条の二第二項に規定する生活療養標準負担額をいう。以下同じ。)

ロ 被保護者又は要保護者である者であつて、かつ、生活療養標準負担額を負担することとならば保護を必要とする状態となるものであつて、かつ、この号に定める額を負担することとならば保護を必要としない状態となるもの 一万四千八百八十円